

# 意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : \_\_\_\_\_

ふり がな : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

バス路線と交通広場を明らかにしてください

現区役所・市民館・図書館を移転させる最大の理由にされたのが、「現区役所へのバス路線に対する不満（少し不満の 3 割を含めて 6 割）が多い」ということでした。

宮前区役所へのバス路線は 1 日 280 本と少ないが鷺沼駅へのバス路線は倍の 560 本あるし、さらに拡充するから鷺沼の方が便利だという説明でしたが、鷺沼駅からのバス路線は 11 系統あり、半分の 6 系統は横浜市内を走るバスです。その上に宮前区全路線の鷺沼への乗り入れは、予定している交通広場ではさばききれません。限られた地域からのバス路線となり、現状の現区役所へのバス路線より劣る可能性がでてきます。

鷺沼駅へのバス路線計画を早く市民・区民へ知らせるべきです。その上で、環境影響評価をするための鷺沼駅前バス路線やタクシーを含めて交通広場の配置、動線を具体的に表示してください。そうしなければ十分な環境評価はできません。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。  
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室  
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）